

令和7年度 第1回奈良県地域医療対策協議会 議事録

日時：令和7年8月26日（火）18時～19時15分

場所：WEB開催

出席委員：別紙名簿のとおり

欠席委員：阿古 和彦 委員（奈良県市長会 会長）

高田 泰次 委員（JCHO大和郡山病院 院長）

山中 忠太郎 委員（奈良県病院協会 副会長）

山室 潔 委員（上北山村 村長）

事務局（田中補佐）：ただ今から「令和7年度第1回奈良県地域医療対策協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、お時間を調整の上、本日の協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。会議中は、カメラをオンにしていただき、マイクは発言されるとき以外はオフにしていただきますようご協力お願いします。本協議会の委員数は13名で、本日は、過半数を超える9名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「奈良県地域医療対策協議会規則第5条第2項」に基づき、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。それでは、開催にあたりまして、奈良県 医療政策局長の通山よりご挨拶申し上げます。

通山委員（県医療政策局長）：医療政策局長の通山でございます。本日は大変お忙しい中、第1回の地域医療対策協議会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。地域医療対策協議会では昨年度に引き続きまして、専門研修制度に関する事項、臨床研修に関する事項、そして、県からの奨学金の貸与を受けた医師やへき地診療所に勤務します医師の配置に関する事項など本県の医師確保に関する事項について、幅広くご協議いただきたいと思っております。

本日の議題は、主に専門研修制度について、今年度の専攻医採用状況や来年度に研修を開始します専門研修プログラム及び令和9年度のシーリング見込みについて、事務局よりご説明申し上げたいと思っております。そして、医師法第16条の10の規定に基づき県から国に対して提出します意見案及び、今年度の県費学生の配置案下期の変更分についてご協議いただきたいと思います。

本日いただきました意見を踏まえまして、県から国に対して意見を提出いたします。忌憚のないご意見をちょうだいしたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（田中補佐）：ありがとうございました。続きまして、本日ご出席いただきました委員の皆様方のご紹介につきましては、お手元の出席者名簿にてご紹介に代えさせていただきます。なお、阿古委員、高田委員、山中委員、山室委員におかれましては、所用のため、本日ご欠席とのことです。また、松本昌美委員におかれましては、少し遅れてのご参加となる旨、ご連絡をいただいております。それでは、議事に入ります前に、配布資料の確認をお願いいたします。事前に郵送させていただいておりますが、配布資料の一覧をご覧ください。本資料が1から9まで、参考資料が1から3まででございます。万が一、資料がお揃いでない場合や落丁などございましたら、お申し出ください。なお、資料は説明時に画面に共有させていただきます。

開催にあたりまして、本会議は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき審議会等の会議は、原則として、公開することとされております。

なお、本日の議題4「令和7年度県費奨学生医師の配置案（下期変更分）について」では、人事管理に係る事務を取り扱うこととなるため、奈良県情報公開条例第7条第6号に該当し、非公開事項となります。ただし、公開・非公開の決定については本協議会において決定することとしております。本日の議題4につきまして、非公開とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様方、何かご意見等ございますでしょうか。

各委員：意見なし

事務局（田中補佐）：それでは、本日の会議の議題4につきましては、非公開とさせていただきます。また、本日は、新たな任期における最初の協議会でございます。会長が選出されるまでの間、事務局が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいいたします。それでは、議事次第に従いまして、議題1「奈良県地域医療対策協議会会长の選出について」ご協議願います。奈良県地域医療対策協議会規則第4条第1項により、本協議会の会長は「委員の互選によってこれを定めること」としております。皆様のご意見をいただきたく、推薦をお願いいたします。

中島委員：委員の中島です。吉川委員にご就任いただければと思います。いかがでしょうか。

事務局（田中補佐）：ただいま、吉川委員が推薦されましたが、他にご意見などは、ございますでしょうか。

各委員：意見なし

事務局（田中補佐）：ご意見がないようですので、吉川委員に本協議会の会長をお願いすることといたします。では、吉川会長、お手数ですが、以後の議事の進行について、よろしくお願ひいたします。

吉川会長：はい、奈良県立医科大学附属病院長の吉川です。今日は先生方大変お忙しい中、第1回奈良県地域医療対策協議会にご参加いただきましてありがとうございます。ただいま議長に選出していただきましたので、以後の司会を務めたいと思います。活発な議論をしていただければと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。それでは、議題2の「令和7年度奈良県地域医療対策協議会の実施予定」について、事務局から説明をお願いします。

事務局（池西係長）：事務局から説明させていただきます。

資料1 説明

説明は以上です。

吉川会長：はい、年間の地域医療対策協議会での協議事項をまとめさせていただきました。8月今回は専門研修のシーリングに関する事項、専門研修制度についての国への意見提出、そして県費奨学生の配置変更がありましたのでその部分を協議いただくということ、また、今後、12月、2月と審議を行っていくということでございますが、この案で進めていくということでよろしいでしょうか。

各委員：意見なし

吉川会長：はい、ありがとうございます。続いて議題3「専門研修制度について（令和8年度募集におけるシーリング案についての国への意見提出）」に移ります。専

門研修制度に関しては、医師法第16条の10の規定に基づき、都道府県は地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、国に対して意見提出を行うこととなっています。その後、各都道府県からの意見は、国が取りまとめて日本専門医機構に対して、意見・要請が行われます。議題3「専門研修制度について（令和8年度募集におけるシーリング案についての国への意見提出）」事務局から説明をお願いします。

事務局（東本主査）：事務局から説明させていただきます。

資料2～7 説明

説明は以上です。

吉川会長：ありがとうございます。令和7年度の採用状況、それから令和8年度のプログラムの確認、そして専門研修のシーリング案についての意見について説明をいただきました。先生方、何かご意見、ご質問はございますか。

私が気になりましたのは、令和7年度の採用状況のところで、資料4の一番最後のページの令和7年度に研修を開始した専攻医の採用実績です。令和7年度に関して、県内の臨床研修病院出身率が下がり、県外出身者が増えているということで、トータルでは確保されていますが、この現況に対してどのように対応していくか。専門研修が終わって県内に残っていただくということであれば、良いのですけれども、その多くが県外に戻っていくというようなことになると、県の医療の中では好ましくないと思うのですが、いかがでしょうか。

赤井委員：今、吉川先生からご指摘のございました1つの要因は、奈良県立医科大学の臨床研修医の残留率が、今年減ったことがあるかと思います。この要因といたしましては、この学年のマッチング率が低く、二次募集等で取らざるをえなかつたということで、二次募集の方が県外の方が多かったということと、研修医全体が外志向といいますか、県外に出たいという方が多く、その結果入局という形で残っていただける方が少なかつたということが、今回の県内臨床研修病院出身率の低下の大きな原因ではないかと思っております。このようなことを踏まえまして、奈良県立医科大学で研修していただいた方を、例年通り、7割以上、多ければ8割ぐらい残っていただけるように、各医局の先生方とも検討しながら、奈良県の臨床研修病院出身の専攻医を増やしていくということを考えているところでございます。

吉川会長：ありがとうございます。この学年のマッチング率が低かったということで、県内に残っていただくように学生の方へ声をかけていただくということでよろしいでしょうか。

松本昌美委員：はい。全体的に県内臨床研修病院の出身者、県内の出身者が減ってきており、さらに専攻医の、県内高校出身率や県内大学出身率が年々減ってきてているということが、まるで連動するような形に見えましたので、少し気になりました。やはり、県外からの流入があるのは大変嬉しいのですが、専攻医が終わってまた県外に戻られるのも非常に困りますし、そういった意味でこの専門研修を終えられた人たちの、県内病院への就職率は、県として、ある程度把握できていますでしょうか。大学の方が把握できているかはわからないのですが、その点はいかがでしょうか。

吉川会長：はい。研修後の専攻医の状況ということですけれども、これに関しては、県の方では集められていますか。

事務局（東本主査）：はい。毎年4月に専門研修修了後の奈良県定着状況を調べており、資料も作成しております。また次回の専門研修協議会の際に、同じような資料を共有させていただけたらと思います。

吉川会長：はい。しっかりフォローしていただきたいと思います。

松本昌美委員：まさにその通りで、場合によっては奈良医大に入学してきている人達の出身地や或いは、それらの方々の親御さんの出身地や住所地まで遡って検証しなければいけないのではないかと思います。それこそ、大学の入試のありようや募集状況から遡って、こういうところに繋がってきているということになりますと、将来的には奈良県で働く医師が減っていくということに繋がってしまうと大変心配だと思いますので、是非とも検証いただきたいと思いました。

吉川委員：はい。ありがとうございます。非常に重要な点をご指摘いただきました。やは

り奈良県で働いてくれる人が入っていただくということも考えていかないといけない。今の入試の枠に関しても考えていかないといけないと思っております。

赤井委員：はい。ご指摘ありがとうございます。松本先生から大変重要なご指摘をいただきまして、例えば、専攻医の出身大学ということで、県内の大学出身率が減っているということですが、これに関しては、奈良県立医科大学の臨床研修医を採用するときに、最近県外の方の応募が増えております。県内の方も県外の方も同じように採用しますので、結果的に、奈良県立医科大学を卒業しても、奈良県のプログラムに残れないという方が出てきているのも事実であります。それが良いことなのか悪いことなのか、これについてはいろいろご意見があるところではないかと思います。

ただし、奈良県は、医学部に進学する方が人口あたり非常に多い県です。奈良県立医科大学を臨床研修で応募される方の多くは、もともと奈良県ご出身で、他の大学に行っておられたという方が、奈良県に戻ってこられているということですので、県内の大学出身率だけでははかれないところもあるかと思います。その点はご理解いただければと思っております。

吉川委員：はい。ありがとうございます。それでは、まとめていただいたこの意見ですが、シーリングの問題は現場の感覚と数値が合わないと考えられます。奈良県は数の上では医師多数県とされていますが、今の状況でいくと令和9年度から、整形外科、小児科、放射線科にシーリングがかかる可能性があるということです。ですが、小児科はN I C Uなど非常に人数を要する科でもありますし、整形外科も、実際に整形外科でアクティブに手術をされてる先生がどれぐらいいらっしゃるのかとかこともありますし、また放射線科においても、画像診断だけ行う県もありますが、奈良県のように、I V Rを行う等、多岐にわたる仕事をしている場合もあるため、一概に、数だけで縛るということに関しては、やっぱり問題点があると思います。意見をまとめていただいたのですが、付け加えることなど、何かございますか。これで、今回の奈良県からの意見ということで、たたき台をもとに国に意見提出するということで、よろしいでしょうか。

赤井委員：今、吉川先生が触れていただいた、整形外科、放射線科もシーリングにかかり

そういうことですが、この令和9年度のシーリングについて、小児科については触れていますが、整形外科、放射線科については、全く触れられておりません。吉川先生がおっしゃったように、奈良県内の放射線科ではＩＶＲが非常に大きな意味を持っていると思いますし、整形外科において手術ができる整形外科医の数が決して充足はされていないともうかがいます。1行か2行で収まると思いますので、最後のところにそれらのことも触れていただければと思いますがいかがでしょうか。

吉川委員：今、赤井先生からご指摘のありました、整形外科、放射線科についても追記するということですが、これに関して先生方からご意見いかがでしょうか。

各委員：意見なし

吉川委員：はい、それでは内容に関してはこちらで追記をさせていただきたいと思っております。それでは、次に移らせていただきたいと思います。議題4「令和7年度県費奨学生医師の配置案（下期変更分）について」に移ります。なお、議題4については、会議冒頭に、非公開とすることを決定致しました。それでは説明をお願いいたします。

一 議題4 非公開 一

吉川委員： 続いてその他の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局（植田主査）：事務局から説明させていただきます。

資料9説明

説明は以上です。

吉川委員：はい、ありがとうございます。定員について説明をいただきましたが、どうでしょうか。国の施策で定員を減らしていくという状況の中ですが、何かご意見

ございますか。

各委員：意見なし

吉川委員：本日予定していた議事は以上ですが、他に委員の先生方から何かご意見はございますか。

赤井委員：シーリングのことについて、県の見解をお伺いしたいのですが、来年、令和9年に小児科と、整形外科、それから放射線科でシーリングが実施された場合に、その3つの診療科は、複数の県内のプログラムがあります。シーリングが適用された場合のプログラムごとの人数の調整を、県としてはどのような基準で行うお考えなのかについて、現状でのご意見を伺いたいと思います。

通山委員：診療科がシーリング対象となるというのが今までは見込まれています。そうなれば、先ほど赤井先生がおっしゃったように、当然、人数の調整という事態が生じて参ります。その際に、県として、最も重要なポイントとしましては県内に定着する医師の確保だと思っております。

ですので、そういう観点から、定員調整の際の資料として、先ほど松本先生のご質問にございましたように、現在の採用の状況や県内外の配置の状況など継続して調査いたしまして、それを先生方と情報共有をしていきたいと思っております。専門研修基幹病院の先生方におかれましては、専攻医の県内定着について、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

吉川委員：ありがとうございました。県内定着ということを重要視して、実際にはこのプログラムを指導している先生方とそこは調整をしていただいて、県内の医療体制が維持できるように県が主導でぜひお願いしたいと思います。その他、よろしいですか。特になくようでしたら、事務局へ進行をお返しします。

各委員：意見なし

事務局（田中補佐）：吉川会長、議事進行どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、本日は長時間にわたり活発かつ貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。医師法第16条の10の規定に基づく国への意見提出につきましては、議題3専門研修について、お示ししました案に、本日いただいたご意見を反映し、県の意見として提出させていただきます。それではこれをもちまして、令和7年度第1回奈良県地域医療対策協議会を閉会いたします。委員の皆様、議事進行にご協力誠にありがとうございました。